

令和 7 年 6 月
おぎしま内科

院内感染防止対策に関する取組事項に係る掲示

当院では新興感染症発生時等に都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療などを実施する体制を有しています。

院内感染防止対策のために感染防止対策部門を設置し、院長を院内感染管理者としています。

標準感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員はマニュアルに沿って院内感染対策を行います。

職員を対象として年 2 回程度、院内感染対策に関する研修を行います。

院内の抗菌薬に関しては、厚生労働省の抗微生物薬適正使用の手引きを参照し、適正に使用いたします。

感染対策に関して浦和医師会及びさいたま市民医療センターから情報提供や指示を受け、院内感染対策の向上に努めます。

つきましては令和 7 年 6 月 1 日より外来感染対策向上加算（月 1 回 6 点）を算定し、発熱等の患者様に感染防止対策を講じた上で診察した場合、月 1 回 20 点を算定いたします。